平成２８年（フ）第１０６号
宮城県大崎市鹿島台平渡字新屋敷８番地
債務者　加藤　　修
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
宮城県石巻市貞山２丁目２番26－２号　サンハイツ山下105号、前住所宮城県石巻市末広町２番50号　ハイツ三愛Ａ棟102号
債務者　秋山　　恵（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
秋田県潟上市天王字北野223番地142　オアシスルートＢ１－５
債務者　小玉　正明
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９号
秋田市新屋栗田町21番９－201号
債務者　加藤　美里
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９４号
福島市永井川字合ノ川10－11　ハイツホワイトＡ102号、住民票上の住所福島県二本松市小沢字竹ノ内20番地
債務者　遠藤　健司
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１８２号
茨城県つくばみらい市中平柳559番地５
債務者　幸崎遙こと　幸崎　　遥
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第９３５号
千葉市若葉区高品町589番地　ルミエール若葉205号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００６号
千葉県市川市大野町１丁目529番地２（サンハイム松丸102号）
債務者　下山　道代
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１７号
千葉市稲毛区六方町２番地４
債務者　工藤　一成
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１８号
千葉県習志野市谷津３丁目１番41－707号
債務者　津田　智美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２２号
千葉県船橋市東船橋６丁目７番５号
債務者　中野　陽介
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０２８号
千葉市稲毛区宮野木町969番地　市営住宅５棟209号
債務者　宋　　月香
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４１号
千葉市中央区宮崎町635番地１　カルム992号
債務者　本多　和樹
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４３号
千葉県市原市能満1812番地１　第10キャッスルコーポ309
債務者　小林　真紀（旧姓神道）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０６７号
千葉県市原市南岩崎707番地16
債務者　秋元志寿香
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０９号
新潟市秋葉区こがね町３番６号シルフィードムラヤマ101号、前住所新潟県五泉市緑町３番15号
債務者　田中　健太
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１０号
新潟県東蒲原郡阿賀町津川659番地２
債務者　井上　賢一
1　決定年月日時　平成28年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部